

秋田県立秋田技術専門校植栽管理業務委託 特記仕様書

1 総 則

この仕様書は、秋田県立秋田技術専門校及び職業訓練センターの植栽管理業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

本業務は、秋田県立秋田技術専門校及び職業訓練センターの植栽管理業務委託である。

3 場 所

秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4 番地の 5 3 秋田県立秋田技術専門校
秋田県秋田市向浜一丁目 2 番 1 号 職業訓練センター

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 業務内容

(1) 秋田県立秋田技術専門校

- ・ 樹木管理 高木害虫防除及び剪定 1 回 8 1 本
- ・ 低木冬囲い (撤去を含む) 2, 0 0 0 本
- ・ 低木剪定 2, 0 0 0 本
うち、アベリア (6 4 4 本) については、1 回追加して計 2 回とする。
- ・ 除草工 (緑地*3, 4 0 0 m²* 2 回) 7 月~8 月・9 月
(*周辺の柵の外側敷地内 (法面除く) を含む)
- ・ 集草処理
- ・ 低木類除草 (草手取り)
- ・ 敷地周辺樹木害虫防除 (アカシア、ヒメリンゴ) 1 回 延長 4 2 0 m

(2) 職業訓練センター

- ・ 樹木防除 アメシロ防除薬剤散布 2 回
- ・ 除草工 (緑地 3, 5 0 0 m²* 1 回)

6 提出書類

- (1) 建築保全業務計画書 契約後速やかに
- (2) 委託業務完了通知書

7 協議

本仕様書に定めのない業務処理に係わる事項については、必要の都度、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。